第2次鳥取県西部広域市町村圏計画

[基本計画]

平成28年10月

鳥取県西部広域行政管理組合

目 次

第	1章	総誠	<u> </u>	. 1
	第1	節	策定の趣旨	. 1
	第2	節	計画の目的	. 1
	第3	節	計画の構成	. 2
	第4	節	計画の策定・進行管理体制	. 3
	第5	節	計画を推進するために	. 3
第	2章	圏域	ホの状況	. 4
	第1	節	圏域の位置・自然環境	. 4
	第2	節	圏域の推計人口と目標人口	. 6
	第3	節	構成市町村の財政指標の推移	. 7
	第4	節	構成市町村の地域指定の状況	. 9
第	3章	共同	<i>]処理事業計画</i>	11
	第1	節	広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づ	
			く事業の実施の連絡調整に関すること	11
	第2	節	不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること(施設の運転管理)	12
	第3	節	不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること(新施設整備計画)	14
	第4	節	広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること	16
	第5	節	消防事務に関すること	18
	第6	節	病院群輪番制病院に関すること	23
	第7	節	火葬場の設置及び管理運営に関すること	25
	第8	節	介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及	
			び判定に関すること	26
	第9	節	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介	
			護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係	
			る審査及び判定に関すること	27
	第1	0節	i し尿処理場の設置及び管理運営に関すること	29
	第1	1節	i ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること	30
	第1	2節	i 県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により処理される	
			こととされた事務に関すること	32
参	夸資料	<i>!</i>		33
	共同	処理	!事務	33
	鳥取	県西	節広域行政管理組合規約	34
	鳥取	県西	部広域行政管理組合財政推計(平成 29 年度~平成 38 年度)	37
	組合	の沿	革	39
	各施	設の	概要	40
	各施	設の	配置図	43
	鳥取	県西	· 部広域行政管理組合広域市町村圏計画策定委員会設置要網	44

第1章 総論

第1節 策定の趣旨

本圏域は、昭和46年7月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定により鳥取県西部広域行政管理組合(以下「組合」という。)を設立し、第1次及び第2次の広域市町村圏計画を策定し、広域かつ総合的な行政の推進を図ってきました。また、平成7年10月には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、従来の広域市町村圏計画を継承しながら、様々な社会経済構造の変化に柔軟に対応し、圏域として更なる創造的・一体的な振興整備を進めてきました。

このような取り組みを行う中、広域連携を所管する総務省より、市町村合併の進展に伴う 広域行政圏内の市町村数の著しい減少や広域行政機構を有しない圏域の増加など、広域行政 圏を取り巻く状況は圏域ごとに大きく異なる状況となったことを理由として、広域行政圏施 策は当初の役割を終えたものとの判断により、平成21年3月末に「広域行政圏計画策定要 綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」を廃止し、今後の広域連携については、地域の実情 に応じて関係市町村の自主的な協議により取り組みが行われることが適当との見解が示され ました。

これを受け、本組合では、これまでの計画を見直し、西部圏域の振興整備を目的とした独自の計画を策定することとなり、平成24年2月に「鳥取県西部広域市町村圏計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、基本計画期間を5年間と定め計画を推進して参ったところです。

「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画」は、平成28年度で終了する第1次計画を踏襲しつつ、必要な見直しを行い、更なる圏域の発展に向けた計画となるよう策定しました。

第2節 計画の目的

この計画の内容は、将来的な組合の事務事業の見通しを明らかにし、またその指針となるよう、組合の共同処理事務に特化したものとします。

本圏域は、少子高齢化、人口減少、構成市町村の財政状況など今後も厳しい状況が継続すると想定されることから、本組合にはより効率的な行政運営、効果的な事業の実施が求められています。

このことから、圏域内の住民や構成市町村との連携と協力を得ながら、また組合の現状及び課題を共有し、計画的、効果的に事業を実施することにより、本圏域全体の活性化と振興、発展に寄与することを目的とします。

第3節 計画の構成

この計画の構成は、基本計画と実施計画の2段階の計画とします。

上位の基本計画は、共同処理事務の中長期的な見通しを示し、下位の実施計画は基本計画 に掲げる施策を実施するための具体的な事業を示すものとします。

年	度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
広域	基本計画		共同処理事務の指針を示すもの(H29〜H38 の 10 年間) (5年目に見直し)										
市 町 村		Н	施策を 29~H3			具体的な =度のロ−			業)を示	きすもの			
圏計画	実施 計画		Н	30∼H32	2 31~H3	3							
画								•		H37~			
											H38		

【各計画の期間】

基本計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。ただし、西部圏域における社会ニーズの変化、情勢の変化等に対応するため、計画5年目に内容の見直しを行います。

実施計画は、向こう3年間を計画期間とし、ローリング方式により毎年度計画を更新します。

【基本計画に関する事項】

本組合の共同処理事務の実施において、抱える諸課題に対し、中長期的な方向性や方針、施策を示します。

具体的には、現状を把握し、今後の課題の抽出、課題の解決に向けた方針、施策について明示します。

【実施計画に関する事項】

基本計画で定めた方針や施策について、向こう3年間に計画される投資的事業に係る 事業内容や費用を算出し、構成市町村の負担の見通しを明らかにします。

なお、基本計画期間中の過年度実績についても、併せて明示します。

【他の計画との整合】

この計画は、行政改革大綱及び事業別に定める計画との整合を図るものとします。

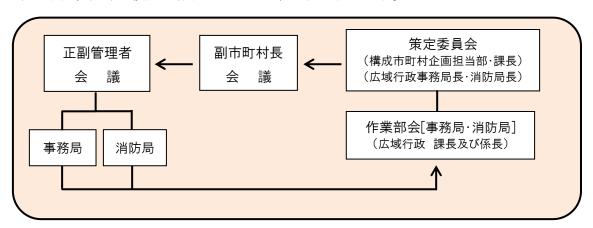
第4節 計画の策定・進行管理体制

【策定委員会・作業部会の設置】

広域市町村圏計画の内容は、構成市町村の施策と連携を図る必要があることから、構成市町村企画担当部・課長等で構成する策定委員会を設置します。また、策定委員会の下部組織として、組合の課長及び係長で組織する2つの作業部会(事務局部会・消防局部会)を設置し、策定委員会に提出する議案の調査・研究を行います。

【計画の決定及び取組状況等の報告】

基本計画案及び実施計画案の策定・見直し等はこの策定委員会で協議し、協議結果に 基づき、副市町村長会議を経て、正副管理者会議において計画を決定します。また、施 策の取組状況等の検証・報告についても、同様に行います。



第5節 計画を推進するために

計画の推進に当たっては、基本計画、実施計画、各所管課の定める事業計画等に基づき、 構成市町村の財政状況や西部圏域におけるニーズ、社会情勢の方向性を見定め、計画的、効 果的に必要な施策を実施するとともに、下記の事項に取り組みます。

- ① 圏域住民や構成市町村、関係団体等と事務事業の課題を共有し、連携を図りながら 協働して事業に取り組みます。
- ② 組合事業に対する住民の理解や信頼を深めるため、情報提供や情報公開を推進します。
- ③ 組合事業の効率化、経費削減、事業内容の見直しなど、継続した行政改革を推進します。

第2章 圏域の状況

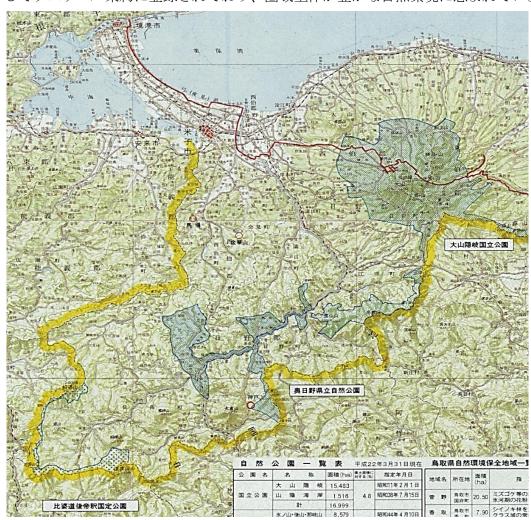
第1節 圏域の位置・自然環境

【位置・自然環境】

本圏域は、鳥取県の西部に位置し、県の面積のおよそ35%を占めています。

平野部は、中国山地を源に南から北に流れる日野川の下流域に開け、本圏域の中心都 市米子市が位置しています。

山間部は、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、奥日野県立自然公園などがあり、また、圏域の西に位置する中海は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されており、圏域全体が豊かな自然環境に恵まれています。

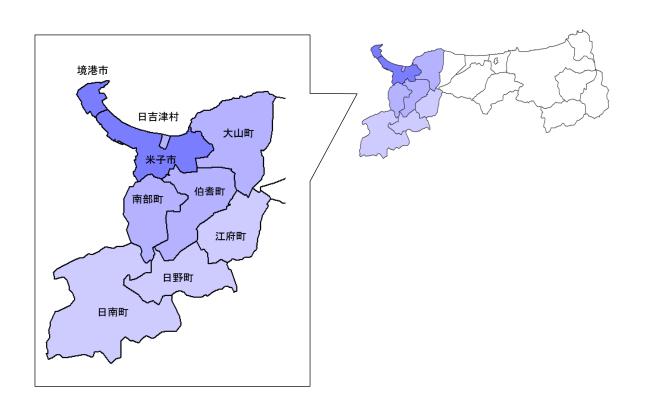


出典:鳥取県自然公園、自然環境保全地域等配置図より抜粋

【構成市町村の概要】

市町村	H28.4月人口 (人)	面 積 (km²)	人口密度 (人/k㎡)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人/世帯)
米子市	148, 830	132. 42	1, 123. 92	59, 554	2. 50
境港市	33, 895	29. 02	1, 167. 99	12, 979	2. 61
日吉津村	3, 443	4. 20	819. 76	1, 169	2. 95
大山町	16, 365	189. 83	86. 21	5, 288	3. 09
南部町	10, 896	114. 03	95. 55	3, 496	3. 12
伯耆町	11, 098	139. 44	79. 59	3, 604	3. 08
日南町	4, 675	340. 96	13.71	1, 911	2. 45
日野町	3, 209	133. 98	23. 95	1, 258	2. 55
江府町	2, 970	124. 52	23. 85	1,001	2. 97
計	235, 381	1, 208. 40	194. 79	90, 260	2. 61

[※] 平成 28 年 4 月 1 日現在市町村別推計人口(鳥取県統計課作成)及び平成 27 年度鳥取県市町村要覧に基づく。



第2節 圏域の推計人口と目標人口

【推計人口】

国立社会保障・人口問題研究所の作成した「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、圏域の人口は急速に減少すると予測されています。 (単位:人)

年度市町村	H22 実績	H27 実績	H32 推計	H37 推計	H42 推計	H47 推計	H52 推計
米子市	148, 271	149, 382	141, 564	136, 938	131, 768	126, 134	120, 184
境港市	35, 259	34, 186	32, 274	30, 617	28, 891	27, 145	25, 418
日吉津村	3, 339	3, 449	3, 466	3, 489	3, 506	3, 502	3, 491
大山町	17, 491	16, 480	14, 977	13, 777	12, 628	11,518	10, 431
南部町	11, 536	10, 956	10, 313	9,665	9, 023	8, 376	7, 739
伯耆町	11,621	11, 120	10, 218	9, 522	8,833	8, 152	7, 457
日南町	5, 460	4, 764	4, 296	3, 761	3, 300	2, 915	2, 573
日野町	3, 745	3, 273	3,008	2, 683	2, 387	2, 117	1,861
江府町	3, 379	3, 002	2,774	2, 509	2, 273	2,061	1, 873
計	240, 101	236, 612	222, 890	212, 961	202, 609	191, 920	181, 027

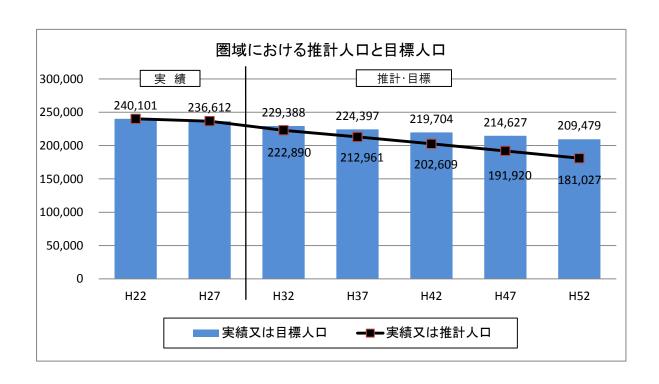
[※] H22 は国勢調査値、H27 は国勢調査速報値

【目標人口】

構成市町村では、平成27年度に策定した地方人口ビジョンにおいて、次のとおり人口 政策実施後の目標(展望)人口を定めています。 (単位:人)

年度市町村	H22 実績	H27 実績	H32 目標	H37 目標	H42 目標	H47 目標	H52 目 標
米子市	148, 271	149, 382	146, 204	144, 412	142, 625	140, 390	137, 972
境港市	35, 259	34, 186	32, 560	31, 771	30, 962	30, 104	29, 270
日吉津村	3, 339	3, 449	3, 501	3, 530	3, 550	3, 563	3, 575
大山町	17, 491	16, 480	15, 273	14, 432	13,670	12, 925	12, 178
南部町	11, 536	10, 956	10, 790	10, 421	10, 112	9,808	9, 502
伯耆町	11,621	11, 120	10, 695	10, 252	9, 885	9, 511	9, 134
日南町	5, 460	4, 764	4, 418	4,073	3, 797	3, 584	3, 427
日野町	3, 745	3, 273	3, 118	2,924	2,736	2, 565	2, 416
江府町	3, 379	3, 002	2, 829	2, 582	2, 367	2, 177	2,005
計	240, 101	236, 612	229, 388	224, 397	219, 704	214, 627	209, 479

[※] H22 は国勢調査値、H27 は国勢調査速報値



第3節 構成市町村の財政指標の推移

平成27年度決算に基づく経常収支比率は、全ての市町村が80%を超えていることから、高い水準にあると言えます。実質公債費比率は、早期健全化基準25%を超える市町村はありません。将来負担比率は、早期健全化基準350%を超える市町村はありませんが、高い割合の市町村が見受けられます。

区分		経常収支比率		健全	全化判断比率 (平成27年度決算	章)
市町村	Н25	Н26	Н27	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
米子市	91.0	91. 9	91. 3	1	1	15. 2	134. 1
境港市	92.0	92. 2	92. 2	1	-	13.8	96. 4
日吉津村	91. 4	89. 1	86. 6	-	-	7. 1	19. 9
大山町	85.3	87. 2	85. 5	-	-	9. 0	-
南部町	84.8	85. 5	86. 6	1	-	10.1	24. 7
伯耆町	86. 9	89. 9	88. 2	1	-	9.8	-
日南町	91. 3	90. 2	89. 0	1	-	9.8	-
日野町	87. 6	88. 7	91. 0	_	-	17. 7	-
江府町	82.3	87.7	81. 7	_	_	10.7	63. 2

[※] 平成27年度鳥取県市町村要覧及び平成27年度実績に基づく。

〇 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常経費一般財源がどの程度充当されたかをみる指標です。この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。

一般的に80%を超えると弾力性を失いつつあるといわれています。

〇 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政 運営の悪化の度合いを示すものです。

〇 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地 方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

〇 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す ものです。

〇 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

基準比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25~15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16. 25~20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	_

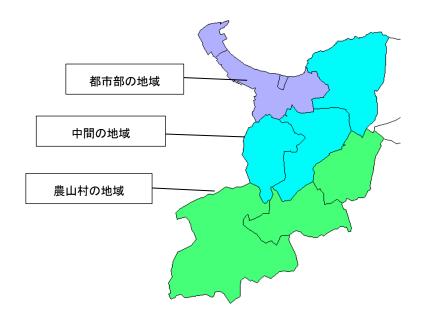
第4節 構成市町村の地域指定の状況

圏域の海岸部に位置する米子市を中心とした都市部の地域と、中国山地に位置し、農山村に関係する地域指定を受けている町があり、地域指定の状況は圏域の中でも大きく異なっています。

また、これらの地域の中間に位置する町もあり、変化に富んだ圏域といえます。

市町		区分	過疎地域	農村地域工業導入地区	振興山村	辺 地	特 定 農山村地域	地方拠点都市地域
米	子	市						0
境	港	市						0
日	吉 津	村						0
大	Щ	町	0	0	〇 (旧大山町)	0		〇 (旧大山町)
南	部	町		0	0	0	○ (旧西伯町)	0
伯	耆	町	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	○ (旧溝口町)	(旧溝口町)	0
日	南	町	0		0	0	0	
日	野	町	0	0	0	0	0	
江	府	町	0	0	0	0	0	

出典:平成27年度鳥取県市町村要覧



〇 過疎地域

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の 地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置 を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格 差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。(過疎地域自立促進特別措置 法)

〇 農村地域工業導入地区

農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。(農村地域工業等導入促進法)

〇 振興山村

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。(山村振興法)

〇 辺地

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律)

〇 特定農山村地域

特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)

〇 地方拠点都市地域

地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進 及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとと もに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進 するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長 の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。(地方拠点都市地域の整備及び産業業務 施設の再配置の促進に関する法律)

第3章 共同処理事業計画

構成市町村では、人口減少、厳しい財政状況等が今後も続くと想定されています。この章では、このような状況を踏まえて、組合の共同処理事業の計画を定めます。

第1節 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づ く事業の実施の連絡調整に関すること

【これまでの取組み】

本組合は、本圏域が昭和46年7月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定を受けたことにより、昭和47年6月に設立されました。その後、第1次及び第2次の広域市町村圏計画を策定し、圏域を一体とした広域的かつ総合的な行政の推進を図ってきました。

また、平成7年10月には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、鳥取県西部ふるさと市町村圏計画を策定し、従来の広域市町村圏計画を継承しながら、様々な社会経済環境の変化に柔軟に対応した、圏域の更なる創造的・一体的な振興事業を進めてきました。

このような中、平成20年12月の総務省通知により、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の各要綱は、平成21年3月末をもって廃止されることとなり、今後の広域施策は関係市町村の自主的な協議により取り組むこととなりました。

本組合では、広域振興に係る新たな取り組みとして、平成23年度に「鳥取県西部広域 市町村圏計画」を策定し、本組合における中長期的な事業指針・施策を示すこととしまし た。

これまで、第1次の鳥取県西部広域市町村圏計画として、平成24年度から28年度までの計画を策定し、組合施策を推進しています。

【現状と課題】

鳥取県西部広域市町村圏計画は、基本計画では共同処理事務の事業指針・施策を示すものであり、実施計画では向こう3年間の事業内容、事業費等の見通しを示すものです。

当該計画の策定により、組合施策の方向性や事務の現状・課題等について、構成市町村と本組合の間で共有し、今後の施策に反映させる必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 計画の事業化については、構成市町村との協議を踏まえ実施します。
- (2) 実施計画に計上する投資的事業は、事業年度の調整等を行い、年度間の構成市町村 負担額の平準化を図ります。
- (3) 計画期間終了後、課題に対する施策の取組状況等について検証を行います。

第2節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること (施設の運転管理)

【これまでの取組み】

昭和48年8月から米子市陰田町に中海処理場を設置し、本圏域内の不燃ごみの処理を始め、その後、昭和64年1月から岸本中間処理場を供用開始し、さらに、平成9年4月に容器包装リサイクル法の施行にあわせ、資源回収を目的とした不燃物中間処理施設「リサイクルプラザ」を供用開始しました。

平成16年4月には、灰溶融処理施設「エコスラグセンター」を供用開始し、ごみ焼却施設からの焼却残渣に含まれるダイオキシン類の削減及びリサイクル施設からの不燃残渣の減容化を図ってきましたが、平成28年度からの可燃ごみの集約処理に伴い、焼却残渣の搬入量が大幅に減少することが想定されることから、平成28年2月をもって稼働を停止しました。

最終処分場については、本組合の全面委託方式による民間の最終処分場で埋立処理を行うこととし、昭和64年1月から米子市淀江町地内で処理を始め、その後、平成5年9月より隣接地に「第2最終処分場」を建設し、現在に至っています。

【現状と課題】

1 リサイクルプラザ (不燃物中間処理施設)

リサイクルプラザでは、本施設に搬入される処理対象ごみ、再生用資源ごみの約7割を資源回収していますが、稼働後15年が経過し、施設の老朽化対策及びごみの減量に伴う設備能力の適正化を図る必要があること、また、平成43年度までの稼働を予定していることから、平成25年度から29年度まで(平成28年度を除く。)の4カ年で、主要設備の大規模改良工事を進めています。

一方で、建築建屋についても老朽化による雨漏り等の問題が発生しており、屋根、外 壁等の改修を実施する必要があります。

2 最終処分場

建設当初(平成5年度)は15年間の埋立期間を想定していましたが、リサイクルプラザ及びエコスラグセンターの稼働、ごみの有料化、分別収集の徹底等により、埋立対象物量は当初の見込みから大きく減少し、延命化が図られています。今後は、エコスラグセンターを機能転換し整備するプラスチック選別処理施設の稼働を予定しており、更なる延命化が期待されています。

施設は、埋立終了まで残り10年程度と想定され、その後も浸出水水質が安定するまで継続した運転管理が必要であり、特に浸出水処理施設の老朽化や機械・電気設備の耐

用年数の超過も想定されることから、委託先との計画的な維持管理について検討・協議 する必要があります。

また、第1最終処分場は、埋立終了後20年以上が経過しており、水質・大気等の環境基準を踏まえ、閉鎖に向けた協議を進める必要があります。

【今後の方針と施策】

- 1 リサイクルプラザ (不燃物中間処理施設)
 - (1) 主要設備の基幹改良工事については、平成29年度で完了するため、これを確実に実施し、また定期修繕補修計画を通常点検等で補完しながら計画的に補修工事を行い、施設の安定稼働を継続するため、適正に維持管理を行います。
 - (2) 老朽化した建築設備の対応については、優先順位を付けて改修工事を計画し実施します。

2 最終処分場

- (1) 第2最終処分場については、委託業者に適切な維持管理を指導監督するとともに、延命化に努めます。
- (2) 今後の稼働に伴い生じる水処理設備や機械・電気設備の老朽化対策について、計画的な維持管理及び補修・更新を委託業者に指導監督し、安定稼働を図るとともに、市町村負担額の平準化に努めます。
- (3) 第1最終処分場の閉鎖に向け、委託業者と協力して早期実現を図ります。

【資料】

1 リサイクルプラザ搬入状況

(単位:t、%)

年 度 区 分	H23	H24	H25	H26	H27
処理対象ごみ搬入量 (t)	6,186	6,059	5,798	5,241	5,024
処理対象ごみ資源化率(%)	38.01	38.99	38.98	41.27	38.74
再生用資源ごみ(古紙)回収量(t)	6,909	6,574	6,241	5,947	5,461

2 最終処分場処分状況

(単位:t、m³)

年 度 区 分	H23	H24	H25	H26	H27
搬 入 量(t)	6,520	7,116	6,056	5,607	5,359
埋 立 量(m³)	14,155	7,618	19,247	4,709	6,278
残余容量(㎡)	152,518	144,900	125,653	120,944	114,666

[※] H23 及び H25 の埋立量には、当該年度中の小堰堤の工事に係る土量を含む。

第3節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること (新施設整備計画)

【これまでの取組み】

平成24年7月に設置した「エコスラグセンター及び最終処分場のあり方検討会」において、今後のエコスラグセンター及び最終処分場のあり方に係る検討結果を取りまとめ、 平成26年1月15日の正副管理者会議協議会において報告しました。

その結果、エコスラグセンターについては、平成28年度から一部市町村が米子市クリーンセンターにおいて委託処理を行うことに伴い、搬入される処理対象物量が大幅に減少し、費用対効果が低下することから、平成28年2月で当該施設の運転を停止するとともに、施設を機能転換し、不燃残渣に含まれるプラスチック類を資源回収する施設(プラスチック選別処理施設)を整備することとなりました。

また、最終処分場については、検討結果を踏まえ、当面の間は、更なる施設整備方法等の検討を進めることとなりました。

【現状と課題】

1 プラスチック選別処理施設の整備

プラスチック選別処理施設の整備においては、環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用するため、平成26年度に地域計画及び基本計画設計書を策定し、また、平成27年度は当該交付金事業として、生活環境影響調査を実施しました。

(1) 当該施設は、平成30年度の稼働を目標としており、整備業者の決定、整備工事について、速やかに実施する必要があります。

なお、施設の稼働が遅れる場合、最終処分場の埋立量が増大し、埋立可能年数が短縮することが懸念されます。

(2) 安全運転及び安定稼働を図るため、職員配置、運転委託方法等の運転管理体制について検討が必要です。

2 次期最終処分場の整備

あり方検討会の検討結果では、「次期最終処分場は組合で設置すべき」との結論に至っており、また、平成28年4月時点において、委託処理を行っている民間最終処分場の埋立可能年数は、残り10年程度と推測しています。

最終処分場の整備に要する期間は、一般的に10年以上とされており、整備について の検討が必要です。 3 広域不燃ごみ処理施設(一元化施設)の整備

組合リサイクルプラザと境港市リサイクルセンターは、次期更新施設において、一元 化を目指す予定であり、平成44年度稼働予定の広域可燃ごみ処理施設と同時期の稼働 を想定しています。

今後は、ごみ処理広域化計画の見直しの中で、境港市の将来計画、構成市町村間の一元化の意向等を確認し、事務を進めて行く必要があります。

【今後の方針と施策】

- 1 プラスチック選別処理施設の整備
 - (1) 最終処分場の延命化及び資源の有効利用のため、平成30年度中の工事完了、供用開始を目標とします。
 - (2) 施設の運転管理では、瑕疵期間中は安定稼働を優先した契約方法とし、瑕疵期間終了後は、より効率的で経済的な体制を整備します。

2 次期最終処分場の整備

ごみの適正処理の観点から、現在委託処理を行っている民間最終処分場の埋立可能年数を踏まえ、施設整備に向けた協議を推進します。

3 広域不燃ごみ処理施設(一元化施設)の整備

鳥取県西部ごみ処理広域化推進協議会において、ごみ処理広域化計画の見直しを進めるとともに、施設整備については、平成44年度の稼働を目標に見据え、候補地選定や地元の理解を得るには相当の期間を要することから、それらを踏まえ、適切な時期に着手します。

第4節 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組み】

昭和49年7月に老人休養ホーム「うなばら荘」を設置し、高齢者等の健全な保養休暇施設として運営してきました。この間、平成6年11月には全面改築を行い、平成10年7月には使用料の改定を実施し、施設や利用状況に応じた運営を行っています。

平成18年度からは指定管理制度を導入し、高齢者はもとより、幅広く一般の利用者の福祉向上を図るべく運営していますが、施設の老朽化が進行していることから、平成24年度に「うなばら荘のあり方検討会」を設置し、将来的な施設のあり方を検討した結果、施設自体は十分利用できるものであること、老人休養施設としての役割を果たしていることから、現状のまま継続して運営することとしています。

【現状と課題】

- (1) 施設の利用状況は、改築オープン当初の平成7年度の7.6万人を最高に徐々に減少しており、ここ数年では年間3.2万人前後となっています。
- (2) 浴室、脱衣室をはじめとする老朽箇所の改修が必要な時期に来ています。
- (3) 平成10年7月に使用料を改定して以来18年が経過しており、適正化のための見直しについて検討する時期に来ています。

【今後の方針と施策】

- (1) 平成36年度頃までは、現状のまま継続して運営していく方針決定がなされており、 指定管理者とともに情報提供の充実を図り、利用促進に取り組みます。
- (2) 設備改修は、指定管理者納入金の範囲で実施することとなっており、利用促進を見据えた効果的な設備改修を行います。
- (3) 料金改定は、直接利用者数に影響を及ぼすことから、必要性を見定め、慎重に対処することとします。
- (4) 長期的な本施設のあり方について、利用状況や施設の状況を見極めながら、関係市町村と協議・検討し、その方向性を定めます。

【資料】

うなばら荘利用者数

うなばら荘利用者数					(単位:人)
年 度区 分	H23	H24	H25	H26	H27
老人利用者数	23,780	22,838	24,694	22,575	23,610
一般利用者数	10,629	10,129	10,576	9,036	8,409
合 計	34,409	32,967	35,270	31,611	32,019

第5節 消防事務に関すること

【これまでの取組み】

昭和51年5月に本組合に消防本部を組織し、同年10月に組合全域を対象とした常備 消防の運用を開始しました。その後、昭和57年4月に機構改革を実施して、現在の4消 防署6出張所の体制を整備し、また、平成5年4月には消防局庁舎を供用開始したことを もって、現機構による消防・救急体制を確立しました。

これまでの間、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車などの消防救急車両を順次整備し、 平成2年4月に特別救助隊を、平成21年11月に高度救助隊を発足させ、また、平成5 年1月から救急救命士を配置し、消防力の強化を図るとともに、消防救急無線のデジタル 化及び指令システムの高機能化を図り、圏域の安心安全の向上に努めています。

火災予防体制については、防火対象物等への立入検査及び防火指導の強化に努め、また、 住宅用火災警報器の設置促進等火災予防の啓発・促進を図り、地域の防火安全体制を充実 させてきました。

大規模災害への対応については、鳥取県内、宍道湖・中海圏・大山圏域及び隣接消防本部との消防相互応援協定に基づく消防相互応援体制を充実させ連携を強化するとともに、阪神淡路大震災を契機とした緊急消防援助隊の発足及び平成22年4月には国際消防救助隊員への登録により体制の強化を図りました。また、運用実績としては、緊急消防援助隊として平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震において被災地での救助活動を実施しました。

【現状と課題】

1 消防力の整備

圏域の安心安全を守るため、消防救急車両や通信指令体制の強化を図り、また、地域の災害拠点として、消防署、出張所の更新等を図る必要があるため、消防力等整備計画を策定し、更新・整備時期を明らかにするとともに、構成市町村の負担の見通しを示す必要があります。

(1) 消防庁舎の整備等

広域消防発足時に建設した消防庁舎は、増改築を繰り返しながら築後40年以上が経過しています。今後の人口動態、社会情勢を踏まえ、更新について検討・整備を図る必要があります。また、女性職員に対する職場環境の整備についても考慮する必要があります。

(2) 車両及び資機材

常に最善な災害対応体制維持のため、消防力の整備指針及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱等に基づき、計画的な更新・整備が必要です。

(3) 消防救急無線・指令システム整備

出動体制の迅速性、正確性の確保には、通信指令設備の定期的な更新と適切なメン テナンスが必要であり、通常10年程度とされる更新間隔の維持が重要となります。

2 職員研修等の充実

大量退職に伴い、消防吏員の多くが若年層となっていることから、若年層を対象とした教育訓練の充実及び幹部職員や階層別の研修体制の充実が必要となります。

3 火災予防対策の推進

西部管内では約8,000件の防火対象物があり、これらに対し法令違反や不適切な防火管理を長期間放置させないために定期的な立入検査を実施する必要がありますが、予防要員の不足により十分な対応ができない状況になっています。

また、消防法令違反の防火対象物には、改善計画の提出、勧告書及び警告書による 指導を行っていますが、改善が進まないケースが多く、より効果的な対応が求められ ています。

住宅用防火対策としては、平成23年5月末までに全ての住宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、組合火災予防条例で規定する寝室等への設置率は64%にとどまること、概ね10年の電池切れ等交換時期を迎えることから、適切な対応が求められています。

4 資格取得の推進

消防業務等災害活動に必要な車両や機械器具の運転・操作資格について、計画的に 取得させる必要があります。

5 救急救助体制の強化

超高齢社会を迎え、年々増加する救急需要と心肺停止患者の更なる救命率向上に向け、 救急救命士を核とする救急隊員の能力向上に努め、救急活動の高度化と効率化を図るこ とにより、更なる病院前救護体制の充実を図る必要があります。

また、通常の救助事案や多発する自然災害に加え、国際消防救助隊を組織していることから、高度な教育訓練を受け、救助技術の向上を図る必要があります。

6 大規模災害への備え

緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱により整備した資機材については、老朽化による能力低下が懸念されており、必要時に確実な能力を発揮させる必要があることから、計画的な更新整備を進める必要があります。

7 他機関との連携

従前から、隣接する地域の消防本部との相互応援協定を締結しており、継続した相互 応援体制の整備、連携強化を図るとともに、消防団をはじめ、県、市町村、自衛隊、海 上保安庁、警察、医療機関などとの連携を深め、総合的に地域の防災力を向上させる必 要があります。

【今後の方針と施策】

圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して生活できる地域づくりを推進 するためには、消防力の充実強化、火災予防施策の推進、地域連携が重要となります。

消防局では、消防関係法令、消防力の整備指針、組合関係条例等に基づき、関係機関との連携を図りつつ、次の事業及び施策を推進します。

1 消防力の充実強化

- (1) 火災予防体制の充実強化
- (2) 災害即応体制の充実強化
- (3) 救急救命士の育成体制の充実強化
- (4) 救急救助業務の高度化

2 消防力の更新整備

- (1) 消防車両、資機材等の計画的更新整備
- (2) 消防救急デジタル無線及び指令システムの計画的更新整備
- (3) 消防庁舎の計画的な改修又は建て替えによる整備

3 火災予防施策の推進

- (1) 防火対象物の火災予防の推進
- (2) 住宅用火災警報器の設置による住宅防火対策の推進及び広報啓発活動の強化
- (3) 予防技術資格者認定制度を活用した予防技術の向上

4 大規模災害への対応

- (1) 関係機関との一層の連携強化及び協力体制の充実
- (2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の整備

5 人材育成

- (1) 幹部職員の育成及び階層別教育の充実
- (2) 災害活動に必要な資格取得の推進

【資料】

1 防火対象物等の施設数と立入検査実績

(単位:件)

年度等	H23		H24		H25		H26		H27	
区分	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
防火対象物	7,752	468	7,626	2,575	7,678	3,413	7,719	1,003	7,782	785
危険物施設	1,295	173	1,258	264	1,231	309	1,208	193	1,183	145

2 職員配置及び車両配置状況

(単位:人、台)

							車	両	ē	12	置	(台)					
区分	職員配置(人)	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	梯子付消防自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指揮車	支援車·水難支援車	連絡車·機動連絡車	広報車	資機材搬送車	作業車	人員輸送車	ボートトレーラー	査察車	但症
消防局	62						2	1	1	2	2		1	1		4	14
米子消防署	58	4	1	1	1		2	1			2	1				2	15
皆生出張所	26	1	1		1	1	1				1						6
南部出張所	13	2					1				1						4
伯耆出張所	13	1	1				1				1						4
境港消防署	44	2	1	2	1	1	2	1	1		1				1		13
弓浜出張所	13	2					1				1						4
大山消防署	28	1	1				1	1			1						5
中山出張所	13	2					1				1						4
江府消防署	28	1	1			1	1	1			1						6
生山出張所	13	2					1				1						4
合 計	311	18	6	3	3	3	14	5	2	2	13	1	1	1	1	6	79

[※] 平成28年4月1日現在。派遣中の職員、消防学校初任科入校中職員は消防局に含む。

3 年別災害件数 (単位:件)

年 区分	H23	H24	H25	H26	H27
火災件数	107	115	138	124	94
救 急 件 数	9,828	9,951	10,018	10,036	10,363
救 助 件 数	159	168	153	181	202
警戒件数	1,075	999	905	926	1,149

4 年別救命率 (単位:人)

区	年 分	H23	H24	H25	H26	H27
全/	心肺停止	255 256 286		262	276	
	うち心原生かつ目撃あり(a)	51	49	59	62	62
	1ヶ月後生存数(b) (1ヶ月後救命率 b÷a)	6 (11.8%)	5 (10.2%)	9 (15.3%)	23 (37.1%)	25 (40.3%)
	社会復帰数(c) (社会復帰救命率 c÷a)	6 (11.8%)	5 (10.2%)	8 (13.6%)	8 (12.9%)	9 (14.5%)

5 年別通報件数 (単位:件)

年 区 分	H23	H24	H25	H26	H27
固定·IP 電話	9,558	9,354	9,251	9,233	9,358
携帯電話	4,157	4,004	4,611	4,425	4,969
숌 計	13,715	13,358	13,862	13,658	14,327

6 圏域内における救急件数の将来推計

6 圏域内にお	6 圏域内における救急件数の将来推計 (単位										
年区分	H22 実績	H27 実績	H32 推計	H37 推計	H42 推計	H47 推計	H52 推計				
推計人口	240,101	231,612	222,890	212,961	202,609	191,920	181,027				
救急件数	8,975	10,363	10,939	11,209	11,328	11,374	11,527				

[※] 推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月推計)による。

[※] 救急件数は、65歳未満及び65歳以上の年齢層別の救急搬送率(人口に対する救急搬送人数)について、H22 から H27 の変動値の 2 分の 1 が H32 以降 5 年ごとに変動するものと予測し算出したもの。

第6節 病院群輪番制病院に関すること

【これまでの取組み】

本組合においては、昭和57年度から圏域の夜間及び休日における二次救急医療を必要とする重症救急患者や乳幼児救急患者の医療を確保するため、輪番制に参加する病院に対して補助金を交付しています。

当初は、「病院群輪番制病院運営事業」のみでしたが、その後、昭和59年度から「病院群輪番制病院施設整備事業」と「病院群輪番制病院設備整備事業」を実施しており、さらに平成11年度から「病院群輪番制病院小児救急医療支援事業」を実施しています。

【現状と課題】

1 病院群輪番制病院運営事業

休日・夜間における入院治療を必要とする救急患者へ対応するため、西部圏域内の病院 群が共同連帯して、現在8病院により交替制で実施されています。

しかし、救急現場においては、当直医、看護師の慢性的な不足や人材の確保が課題となっています。

補助金については、救急医療体制を確保し、維持するうえで効果的な金額となるよう、 今後とも見直しに取り組んでいくことが必要です。

2 病院群輪番制病院施設整備事業・病院群輪番制病院設備整備事業

輪番制病院の私立病院を対象として、施設や設備等の拡充を図るため、補助金を交付する事業です。両事業とも補助金の交付にあたっては、事業計画の申請前(計画案の策定)から、当該病院が所在する構成市町村及び鳥取県と十分に連携を図っています。

設備整備事業は、毎年補助金の申請を行っていますが、国の補助金減額のため、近年では不採択となっています。

また、施設整備事業については、病院の建物の増改築等の整備に関するものであり、近年では実績がありません。

3 病院群輪番制病院小児救急医療支援事業

この事業による診療体制は、平成26年度から1病院増えて、現在3病院で実施されています。当番日については、鳥取県西部医師会と参加病院によって協議され、休日・夜間において担当する病院を順番に調整しています。

乳幼児や小児の24時間の医療受診体制を維持し、西部圏域内の二次救急医療を確保する上で重要な役割を果たしています。

しかし、救急現場においては、当直医、看護師の慢性的な不足や人材の確保が課題となっています。

【今後の方針と施策】

- (1) 鳥取県西部医師会や医療機関、構成市町村と連携し、西部圏域内の住民が、二次救急医療を十分に受けられるよう、体制の充実を図ります。
- (2) 病院群輪番制病院運営事業の補助金額については、西部圏域における二次救急医療体制を今後とも確保・維持していくために、事業の効果を勘案しながら、関係機関と協議を行います。

(単位:日)

【資料】 医療機関別の各輪番制当番日数

年度	H	23	H:	24	H	<u></u> 25	H	26	H:	<u></u> 27	
E ()	運営	小児	運営	小児	運営	小児	運営	小児	運営	小児	
区分	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	
博愛病院	110	12	112	14	115	14	112	1	112	4	
高島病院	103	-	107	-	108	-	111	-	108	-	
山陰労災病院	107	-	110	-	105	-	106	15	107	11	
米子医療センター	103	108	107	106	107	105	103	102	109	105	
境港総合病院	85	-	107	-	108	-	111	-	108	-	
元町病院	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
西伯病院	97	-	107	-	107	-	106	-	109	-	
日南病院	86	-	110	-	105	ı	106		107	ı	
日野病院	90	-	112	-	115	ı	112	ı	112	ı	
숨 計	870	120	872	120	870	119	867	118	872	120	

[※] 表中「運営」とあるのは、運営補助事業により輪番制で当番した日数 「小児」は、小児救急医療支援事業により輪番制で当番した日数

第7節 火葬場の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組み】

本組合の火葬場である「桜の苑」は、環境衛生思想の普及による火葬件数の増加に伴って米子市斎場が手狭になったことにより、同施設の敷地内に、環境に配慮した無煙・無臭の火葬炉を備えた本組合の施設として整備し、平成3年4月に供用を開始しました。

開苑以来、来苑された皆様に心安らげる施設としてご利用いただけるよう、適切な管理 運営に努めています。

【現状と課題】

- (1) 施設の供用開始から25年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいるため、平成27年度に状況調査を実施し、改修計画を策定しました。
- (2) 火葬場使用料は、平成8年に改定されて以来20年が経過しており、使用料の適正 化のための見直しについて、検討の時期に来ています。

【今後の方針と施策】

- (1) 設備等を計画的に改修整備することにより、平成47年度頃までの延命化を図ることができると想定しています。当面は、火葬炉7基及び老朽化の進んでいる電気・機械設備の改修を行います。
- (2) 火葬場使用料は、近隣の火葬場利用料金と比較すると、低廉な状況にあることから、構成市町村と協議し、改定についての検討を進めます。

【資料】

桜の苑利用件数

(単位:件)

年 度 区 分	H23	H24	H25	H26	H27
死体等(圏域内)	2,405	2,519	2,517	2,499	2,518
死体等(圏域外)	51	55	57	62	48
合 計	2,456	2,574	2,574	2,561	2,566

^{※ 「}死体等」とは、死体、死産、改葬遺骸のこと

第8節 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及 び判定に関すること

【これまでの取組み】

介護保険法の施行に先立ち、平成11年4月から本組合の共同処理事務とされ、平成1 2年4月の同法の施行と同時に、介護認定審査会において要介護認定及び要支援認定の審 査、判定を行っています。

当初は、米子、境港、汗入、南部、日野の各支部において審査会を開催していましたが、 事務の効率化等の理由により、平成13年度から統合して本組合で審査、判定しています。

【現状と課題】

介護保険制度は改正が頻繁に行われるため、審査会委員の知識の習得、習熟や制度切り 替え時における構成市町村との連携の強化が必要となっています。

また、高齢化の進展に伴い、要介護認定申請者数の増加が見込まれるため、現状の16 合議体**での対応が困難となれば、合議体数を増やすなどの検討を行う必要があります。

※ 合議体とは、介護認定審査会において実際に審査・判定を行う組織であり、委員定数6人以内で構成する。

【今後の方針と施策】

- (1) 構成市町村が実施する認定調査との連携、並びに迅速な審査判定を行うための審査 委員の研修等を通じた判断基準の平準化及び認識の共有化を図り、適正に審査会を運営します。
- (2) 制度改正に的確に対応するよう、構成市町村との連携を図ります。
- (3) 適正な介護認定審査会運営のため、恒常的に当該審査会委員を確保します。

【資料】

介護認定審査会

年 度区 分	H23 H24 H25		H26	H27	
審査判定件数	14,397	13,949	12,577	14,327	13,368
合議体開催回数	337	328	307	333	318
平均審査件数	42.7	42.5	41.0	43.0	42.0

(単位:件、回)

第9節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介 護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る 審査及び判定に関すること

【これまでの取組み】

平成18年4月1日から障がいの種類や年齢によって異なっていた福祉サービスを統一し、全ての障がい者が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指して障害者自立支援法の一部が施行されました。

構成市町村と本組合との協議の結果、平成18年4月から障害者自立支援法に基づく障害程度区分審査・判定業務を本組合の共同処理事務とし、同年6月から事務を開始しました。

その後、障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成25年4月1日から法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に、また、平成26年4月1日から「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。

【現状と課題】

障害認定審査会委員については、身体・知的・精神の三つの障がいのバランスを考慮しながら医療・保健・福祉に関する各分野の学識経験者を任命することにより、認定審査事務の公平性、公正性を確保しています。

したがって、適正かつ迅速な認定審査が行われるよう、恒常的な委員確保が必要です。

【今後の方針と施策】

- (1) 構成市町村が実施する認定調査との連携、並びに迅速な審査判定を行うための審査委員の研修等を通じた判断基準の平準化及び認識の共有化を図り、適正に審査会を運営します。
- (2) 適正な障害認定審査会運営のため、恒常的に当該審査会委員を確保します。

【資料】

障害認定審査会 (単位:件、回)

年 度区 分	H23	H24	H25	H26	H27
審査判定件数	356	795	503	420	771
合議体開催回数	23	45	24	24	40
平均審査件数	15.4	17.7	21.0	17.5	19.3

第10節 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組み】

この事務は、平成16年4月に米子市ほか9か町村衛生施設組合(昭和40年2月設立) が本組合に統合されたことから、本組合の共同処理事務となり、「白浜浄化場」と「米子 浄化場」の2つのし尿処理場を設置しています。

両施設は、廃棄物処理法の改正に伴う排水基準の強化及び施設の老朽化から、旧施設を 現在地において更新し、平成3年3月に供用を開始しており、これまで各家庭、事業所等 から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

【現状と課題】

- (1) 主要機器の補修は定期的に行っていますが、稼働から25年が経過しており、施設・設備全体の老朽化が進んでいます。
- (2) 合併浄化槽、農業集落排水の普及に伴い、処理対象物に占めるし尿の割合が減り、 浄化槽汚泥等の割合が増えるとともに、公共下水道の普及により、施設に搬入される 処理対象物の量が減少してきていることから、処理の効率性が低下してきています。

【今後の方針と施策】

今後の処理対象物の動向を踏まえ、効率的かつ効果的な処理体制の整備を図るため、施設の基幹改良や統廃合、下水道施設との連携等を含め、中長期の整備計画の策定に取り組みます。

【資料】

し尿処理状況 (単位:k2、%)

区分	年 度	H23	H24	H25	H26	H27
白 浜	処 理 量	13,998	13,811	13,715	12,981	13,019
浄化場	浄化場 処理能力に対する平均処理量の割合(※)		47.3	47.0	44.5	44.6
米 子	処 理 量	33,840	31,835	32,233	31,904	30,824
浄化場	処理能力に対する平均処理量の割合(※)	63.9	60.2	60.9	60.3	58.2

^{※ (}処理量÷365 日)÷計画処理能力(白浜浄化場80 kl/日、米子浄化場145 kl/日)で算出

第11節 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組み】

可燃ごみの処理については、「ごみ処理施設の広域化計画について(平成9年5月厚生省通知)」により、地理的条件を勘案しつつ、可能な限り処理能力300t/日以上の全連続式ごみ焼却施設(24時間運転施設)を設置するように市町村をブロック化し、広域化の検討を行うよう通知がなされ、これを受け、平成10年3月に鳥取県において「ごみ処理の広域化計画」が策定されました。

この計画は、県内を東中西部ブロックに分割し広域化を推進するものであり、西部ブロックの事務については、平成12年4月に「鳥取県西部ごみ処理広域化推進協議会(以下「協議会」という。)が設置され、事務を開始しました。

平成13年度には本組合において「可燃ごみ処理広域化基本計画」を策定し、既存施設の老朽化対策として段階的な施設整備を図るため、中期計画として平成23年度、長期計画として平成44年度の稼働を目指した施設整備を計画しました。

その後、平成23年度の稼働を予定した可燃ごみ処理施設を整備するため、平成16年度に当該事務を共同処理事務に定め、施設整備を推進していましたが、平成18年1月の正副管理者会議において、構成市町村の財政状況の悪化等を理由に計画は凍結されました。計画の凍結に伴う老朽化施設対策としては、平成27年度末までは一部の市町村の可燃ごみを米子市クリーンセンターにおいて暫定処理することとなり、また、平成28年度以降は当該施設の地元自治会の同意により、境港市、日吉津村及び大山町の一部の可燃ごみを当該施設において正式に委託処理することとなりました。

一方で、委託処理を行わない 6 町の可燃ごみについては、既存施設の延命化を図り、平成 4 3 年度末までの間、継続処理を行うことが、平成 2 7 年 1 月の当該協議会において決定しました。

【現状と課題】

平成13年度に策定した「可燃ごみ処理広域化基本計画」においては、西部圏域の広域 化目標年度として、広域可燃ごみ処理施設の稼働を平成44年度の予定としています。

この期日は、平成29年度から起算すると15年後となり、施設整備には一般的に計画から竣工まで10年以上の事業期間が必要となるため、国の施策や構成市町村の将来構想等を踏まえ、今後のスケジュールや参画市町村の枠組みについて協議し、計画を推進する必要があります。

また、不燃ごみ処理施設についても同時期に集約化を検討していることから、これを含めた西部圏域の広域化計画を検討する必要があります。

【今後の方針と施策】

平成44年度以降の西部圏域の可燃ごみ処理体制について、鳥取県西部ごみ処理広域化推進協議会を開催し、既存のごみ処理広域化計画の見直しを進めるとともに、施設整備については、候補地選定や地元の理解を得るには相当の期間を要することから、それらを踏まえ、適切な時期に着手します。

第12節 県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により処理される こととされた事務に関すること

【これまでの取組み】

平成13年4月から鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により、市町村が処理することとされた火薬類取締法に基づく諸事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を収受する事務を消防局において処理しています。

【現状と課題】

鳥取県から権限移譲された主な事務は、火薬類については、火薬の譲り受け、譲り渡し 及び消費許可等に関する事務及び火薬の消費場所、火薬庫外貯蔵庫への立ち入り検査等で す。また、液化石油ガスについては、設備工事に関する事務等です。

火薬類、特に煙火の消費においては、これまでも事故が発生していることから、事故を 未然に防ぐため、更なる安全管理体制の充実を図る必要があります。

【今後の方針と施策】

火薬類の消費に関する許可事務において、許可の段階での危険性排除の指導の徹底及 び立入検査等での危険性排除等の取組みを推進するため、事務の効率化及び職員研修を 充実させ、資質の向上を図ります。

(単位・件)

【資料】

権限移譲事務処理状況

1世成1908 争切及	±1////					(+ ± · 11 /
区分	年 度	H23	H24	H25	H26	H27
火薬類取締法	火薬類の譲渡、譲 受、消費等の許可	71	76	67	61	61
関係	立入検査等	74	87	72	67	70
液化石油ガス法関係	液化石油ガス設備工事届受理	6	11	13	8	8

参考資料

共同処理事務

市 町 村 共同処理事務 (規約別表より)	米 子 市	境港市	日吉津村	大 山 町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江 府 町	自治体数
1 広域市町村圏の振興整備に関 する計画の策定及び連絡調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
2 不燃物処理施設の設置及び管 理運営	0	△ ※	0	0	0	0	0	0	0	9
3 広域福祉センター (うなばら 荘) の設置及び管理運営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
4 消防事務(消防団、水利を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
5 病院群輪番制病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
6 火葬場の設置及び管理運営	0	_	0	0	0	0	0	0	0	8
7 介護保険法に基づく審査及び 判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
8 障害者総合支援法に基づく審 査及び判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
9 し尿処理場の設置及び管理運営	0	_	0	0	0	0	_	_	_	5
10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
11 鳥取県からの権限移譲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9

[※] 不燃物処理施設の設置及び管理運営の事務のうち、リサイクルプラザに関する事務を除く。

鳥取県西部広域行政管理組合規約

(平成28年4月1日現在)

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、鳥取県西部広域行政管理組合(以下「組合」という。)という。 (組合を組織する市町村)

第2条 組合は、次の市町村をもつて組織する。

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 (組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表に掲げる事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、米子市に置く。

第2章 組合の議会

(組合議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は16人とし、組合を組織する市町村(以下「関係市町村」という。)ごとに、次の区分により選出する。

 米子市 7人
 境港市 2人
 日吉津村 1人
 大山町 1人
 南部町1人

 伯耆町 1人
 日南町 1人
 日野町 1人
 江府町 1人

- 2 組合議員は、関係市町村の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。
- 3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町村の議会において補充 しなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

- 第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。
- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(特別議決)

第7条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者)

- 第8条 組合に管理者1人及び副管理者9人を置く。
- 2 管理者は、米子市長をもつてこれに充てる。
- 3 副管理者は、関係市町村の長(米子市長を除く。)及び米子市副市長をもつてこれに充てる。 (会計管理者)

- 第8条の2 組合に会計管理者を置く。
- 2 会計管理者は、第10条に規定する職員のうちから管理者が命ずる。 (監査委員)
- 第9条 組合に監査委員2人を置く。
- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員 のうちから選任されるものにあつては組合議員の任期による。

(補助職員)

第10条 組合に管理者の補助機関である職員を置き、管理者がこれを任免する。

第4章 財務

(組合の経費の支弁の方法)

- 第11条 組合の経費は、関係市町村に対する分賦金、使用料及びその他の収入をもつて充てる。
- 2 前項の分賦金の負担割合は、組合の議会の議決により定める。

別表 (第3条関係)

- 1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の 連絡調整に関すること。
- 2 不燃物処理施設(境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を 除く。)の設置及び管理運営に関すること。
- 3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。
- 4 消防事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除 く。)に関すること。
- 5 病院群輪番制病院に関すること。
- 6 火葬場の設置及び管理運営に関すること(境港市に係るものを除く。)。
- 7 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及 び判定に関すること。
- 9 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること(境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。)。
- 10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。
- 11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年鳥取県条例第 35

号)第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務
- (2) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)に基づく事務
- (3) 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務
- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に 基づく事務

鳥取県西部広域行政管理組合財政推計(平成29年度~平成38年度)

(予算費目別内訳)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
議 会 費	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
一般管理費	122,400	125,300	141,500	117,300	116,800	116,200	137,800	116,500	116,700	118,800
企 画 調 整 費	49,200	46,600	43,200	46,300	38,400	38,000	37,900	40,500	74,500	67,500
老人福祉施設費	87,000	25,500	21,500	19,400	19,400	19,400	19,500	19,500	25,000	25,000
介護認定審査会費	43,000	45,100	44,100	44,600	44,600	44,700	44,800	44,900	45,000	65,700
障害認定審査会費	7,000	8,900	7,000	7,100	9,000	7,100	7,100	9,000	7,100	7,100
保健衛生総務費	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
火 葬 場 費	208,400	192,600	76,000	75,800	81,400	79,500	77,900	77,000	84,900	82,300
不燃物処理費	529,400	452,900	402,000	404,800	400,700	415,000	411,400	384,400	374,500	405,000
最終処分費	467,900	554,200	742,900	746,300	746,200	746,100	550,600	541,600	534,000	423,100
溶融処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源選別処理費(仮称)	626,800	297,300	236,300	206,600	270,000	354,600	271,100	248,800	261,000	286,000
ごみ焼却処理費(仮称)	0	0	130,900	178,400	116,900	107,900	387,400	515,400	662,400	786,400
し尿処理管理費	19,400	19,800	41,300	19,200	19,200	19,100	19,100	19,100	19,200	19,300
白浜浄化場処理費	129,000	119,300	117,900	112,000	141,400	112,800	114,600	111,900	119,800	115,100
米子浄化場処理費	169,700	155,100	150,800	155,700	166,200	160,000	149,000	159,500	164,500	141,500
消防費	3,185,600	3,168,000	2,636,400	2,641,400	2,591,800	2,535,900	2,698,400	4,023,300	2,563,200	2,697,800
公 債 費	681,100	626,600	497,200	576,200	587,100	549,100	550,200	431,800	324,000	262,400
予 備 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
歳 出 合 計	6,369,700	5,881,000	5,332,800	5,394,900	5,392,900	5,349,200	5,520,600	6,787,000	5,419,600	5,546,800
(財源内訳)										
国 県 支 出 金	162,300	31,600	25,000	41,300	35,100	11,900	70,900	342,700	55,100	98,900
地 方 債	792,400	273,300	27,100	98,500	79,200	123,700	163,300	1,230,700	201,100	214,400
そ の 他	425,500	586,600	291,300	265,600	289,200	224,000	296,600	223,900	173,800	243,700
市町村負担金	4,989,500	4,989,500	4,989,400	4,989,500	4,989,400	4,989,600	4,989,800	4,989,700	4,989,600	4,989,800
平成28年度当初市町村 負担金との比較増減額	△300	△300	△400	△300	△400	△200	0	△100	△200	0

[※] 比較増減の対象となる平成28年度の市町村負担金額は、市町村別起債を行わないで、全額組合起債とした市町村負担金額。

[※] 最終処分場及びごみ処理施設における建設用地の取得及び建設工事に係る経費並びに浄化場の大規模改修に係る経費は見込まず積算。

[※] 最終処分場及びごみ処理施設における建設工事に係る経費について、平成28年度当初市町村負担金を超えない範囲で積立てを行うよう積算。

[※] 消防局、米子消防署並びに米子消防署皆生出張所を除く消防各署所の建替えに係る経費は見込まず積算。

(性質別内訳)

		<u></u>										
		区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		人件費	2, 423, 000	2, 419, 300	2, 274, 500	2, 224, 500	2, 207, 500	2, 183, 100	2, 188, 400	2, 190, 700	2, 194, 800	2, 215, 000
経	<u> </u>	退 職 手 当	282,700	472, 200	174, 500	150, 100	173, 300	107, 600	128, 000	106, 700	42,700	105, 400
		物件費等	1, 266, 600	1, 307, 600	1, 334, 400	1, 353, 200	1, 368, 200	1, 349, 500	1, 169, 600	1, 153, 700	1, 107, 000	1, 155, 700
		維持補修費	173, 700	166, 400	214, 500	200, 500	264, 500	349, 200	260, 900	213, 500	224, 100	254, 700
		投 資 的 経 費	1, 200, 700	405, 500	170, 700	165, 100	123, 900	152, 400	287, 900	1,634,800	325, 800	339, 600
		積 立 金	341,900	483, 400	667,000	725, 300	668, 400	658, 300	935, 600	1, 055, 800	1, 201, 200	1, 214, 000
費	ŀ	起債償還金	681, 100	626, 600	497, 200	576, 200	587, 100	549, 100	550, 200	431,800	324,000	262, 400
		計	6, 369, 700	5, 881, 000	5, 332, 800	5, 394, 900	5, 392, 900	5, 349, 200	5, 520, 600	6, 787, 000	5, 419, 600	5, 546, 800

[※] 最終処分場及びごみ処理施設における建設用地の取得及び建設工事に係る経費並びに浄化場の大規模改修に係る経費は見込まず積算。

[※] 最終処分場及びごみ処理施設における建設工事に係る経費について、平成28年度当初市町村負担金を超えない範囲で積立てを行うよう積算。

[※] 消防局、米子消防署並びに米子消防署皆生出張所を除く消防各署所の建替えに係る経費は見込まず積算。

組合の沿革

組合の沿	手	
昭和46年	7月	鳥取県西部広域市町村圏の設定
	10月	鳥取県西部広域市町村圏協議会の設立
47年	6月	鳥取県西部広域行政管理組合の設立
48年	8月	不燃物処理施設「中海処理場」の業務開始
49年	6 月	鳥取県西部広域市町村圏協議会が解散し、同協議会の事務を継承
	7月	老人休養ホーム「うなばら荘」の営業開始
50年	4月	西伯伝染病隔離病舎開設
	6月	境港伝染病隔離病舎開設
51年	5月	消防業務開始
57年	4月	病院群輪番制病院運営事業の業務開始
60年	4月	視聴覚ライブラリーの業務開始
6 4 年	1月	不燃物処理施設「中海処理場」の廃止、「岸本中間処理場」の業務開始
平成 2年	11月	広域観光事業の業務開始
3年	4月	火葬場「桜の苑」の業務開始
7年	10月	鳥取県西部ふるさと市町村圏の選定を受ける
9年	4月	不燃物処理施設「岸本中間処理場」の廃止、「リサイクルプラザ」の業 務開始
11年	3月	西伯伝染病隔離病舎及び境港伝染病隔離病舎廃止
	10月	介護保険法に基づく要介護認定審査・判定業務の開始
13年	4月	県からの移譲事務の開始 火薬類の消費等に係る許可、液化石油ガス設備工事等の受理
16年	4月	米子市ほか9か町村衛生施設組合と統合 (し尿処理業務の継承) 灰溶融施設「エコスラグセンター」の業務開始
18年	6月	障害者自立支援法に基づく障害程度区分審査・判定業務の開始
23年	3月	ふるさと市町村圏計画に関する事業の廃止 広域観光事業の廃止
28年	3月	視聴覚ライブラリーの廃止

各施設の概要

1 リサイクルプラザ

設置	平成9年4月1日			
nn 133 4-1-	· 一般廃棄物(不燃性廃棄物)			
り 処理対象物	・ 再生用資源物(リターナブルビン、古紙)			
60 TO =0. 64+	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備、資源ごみ処理設備、ペットボトル処理設備、古紙梱包			
処理設備 	設備			
	・不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	24.5t/日(5H換算)		
hn TELAK	・資源ごみ処理設備	10t/日(5H換算)		
処理能力 	・ペットボトル処理設備	1.2t/日(5H換算)		
	・ストックヤード棟(古紙圧縮梱包設備)	25t/日(5H換算)		
	・一般廃棄物の減容化、再資源化の推進			
目的及び	・ごみ減量化、資源化へ向けての住民への普及啓発			
推進活動	・ 廃棄物循環型社会構築のためのリサイクルの推進(施設見学会、再生工房、再生品の			
	展示			
手数料	投入量10kgあたり174円			

2 エコスラグセンター

平成28年2月をもって運転を停止しており、今後、機能転換によるプラスチック選別処理施設の整備を計画しています。

設置	平成16年4月1日
	・不燃物残さ
/m TE +1. <i>f</i> +1	・ごみ焼却残さ
│処理対象物 │	・し尿汚泥焼却残さ
	・ 公共下水道汚泥焼却残さ
/m TER = 1.7.4.	受入供給設備、前処理設備、溶融処理設備、スラグ冷却設備、熱回収設備、
	排ガス処理設備
処理能力	前処理設備39t/日(6時間運転)
	溶融設備34t/日(17t/日×2炉、24時間運転)
m T⊞ → →	溶融方式:燃料式表面溶融方式
	スラグ冷却方式: 空冷方式
D 66 D 78	・埋立対象物量の減容化
目的及び	・ 焼却残さ中の重金属、ダイオキシン類の安定化及び削減
推進活動	・埋立対象物の無害化・資源化及び長期にわたる維持管理の効率化の確保

3 一般廃棄物第2最終処分場(民間施設)

設置	平成5年9月1日
埋立面積	31,825m²
埋立容量	489,657 m °
埋立対象物	不燃物残さ、溶融固化物、ダスト固化物、土砂・ガレキ類
	浸出水 → 流量調整 → 生物処理 → 凝集沈澱処理 → 砂ろ過処理
浸出水処理方式 	→ プレフィルター → RO装置 → 減菌処理 → 放流
設置方式·運営	本組合に関係する廃棄物のみを最終埋立処分する目的をもって、民間業者が設置・運
	営

4 うなばら荘

設置	昭和 49 年 7 月 8 日(平成 6 年 11 月 28 日全面改築オープン)
構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
建物面積	2,999.30 m²
宿泊定員	88 人
休憩定員	170人
宿泊料	1 泊 2 食老人 5,940 円(一般 6,588 円)
指定管理者	一般財団法人うなばら福祉事業団(日吉津村役場内)

5 消防署·出張所

消防署	出張所	管轄区域
米子消防署	皆生出張所 南部出張所 伯耆出張所	米子市の区域のうち、境港消防署及び大山消防署の管轄する区域を除いた区域並びに南部町、伯耆町及び日吉津村の区域
境港消防署	弓浜出張所	境港市の区域並びに米子市大崎、葭津、大篠津町、和田町及び富益町 の区域
大山消防署	中山出張所	大山町の区域及び米子市淀江町の区域
江府消防署	生山出張所	日南町、日野町及び江府町の区域

6 桜の苑

火葬場設置	平成3年4月1日供用開始(施設全面完成平成3年10月)
構造	鉄筋コンクリート造平屋建(一部2階建)
建築面積	1,957.69 m²
火葬炉数	火葬炉7基(全部大型炉)、汚物炉1基
火葬時間	100分(告別から収骨まで)
使用料	大人(圏域内居住者)8,000円、大人(圏域外居住者)45,000円

7 浄化場

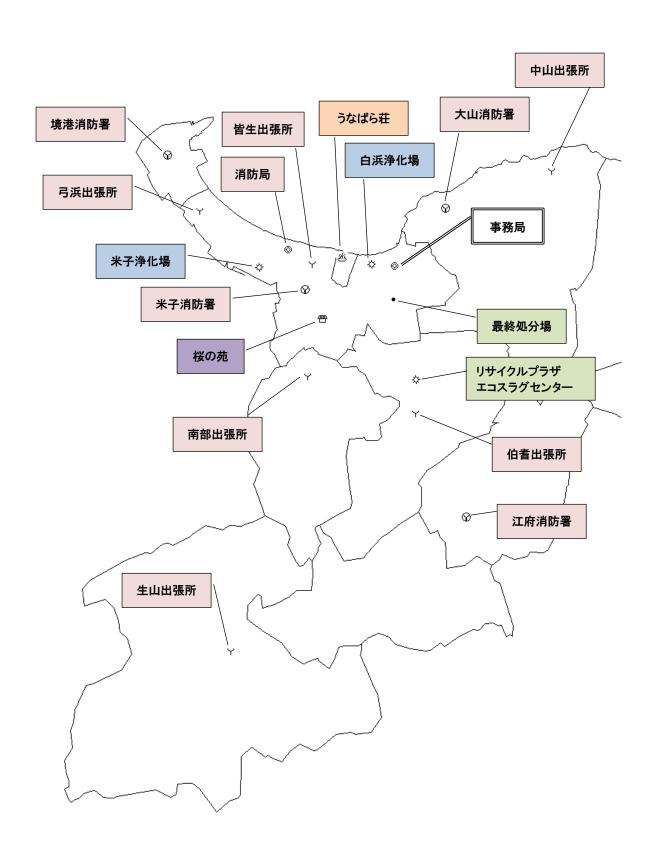
(1) 白浜浄化場

設置	平成3年3月19日
処理能力	80kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	3,230.93 m²
処理対象区域	米子市の一部、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町

(2) 米子浄化場

設置	平成3年3月22日
処理能力	145㎏/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	4,793.95 m²
処理対象区域	白浜浄化場の処理対象区域を除く米子市

各施設の配置図



鳥取県西部広域行政管理組合広域市町村圏計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合(以下「組合」という。)が策定する鳥取県西部広域市町村圏計画(以下「計画」という。)の内容を審議するため、広域市町村圏計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の内容審議に関すること。
 - (2) 計画の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、組合の構成市町村の企画担当部・課長、組合事務局長及び組合消 防局長をもってこれに充てる。

(役員)

- 第4条 策定委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 1人
- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (作業部会)
- 第6条 策定委員会の事務を円滑に処理するため、策定委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、事務局部会及び消防局部会とし、策定委員会に提出する議案を事前に調査研究 する。
- 3 作業部会の会員は、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる職員をもって充てる。
- 4 作業部会の会長(以下「会長」という。)は、事務局部会にあっては事務局総務課長を、消 防局部会にあっては消防局総務課長をもって充てる。
- 5 会長は、策定委員会に出席し、各部会における結果を報告しなければならない。
- 6 前条の規定は、作業部会の会議にこれを準用する。この場合において、同条中「策定委員会」 とあるのは「作業部会」、「委員長」とあるのは「会長」、「委員」とあるのは「会員」と読み替 えるものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、事務局総務課において処理するものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成23年7月19日制定)

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

附 則(平成26年6月9日制定)

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則(平成28年6月1日制定)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表

区分	職員
事務局部会	事務局総務課長、総務課人事給与係長、総務課入札財政係長、総務課認定審査係長、施設工事課施設総務係長、環境資源課環境総務係長
消防局部会	消防局総務課長、総務課経理係長、予防課予防係長、警防課消防第二係長、指令課指令係長

鳥取県西部広域市町村圏計画

平成28年10月 発行 鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課

〒689−3403

米子市淀江町西原1129番地1

電話番号 0859-22-7722 (代表)

F A X 0859-56-3152

E-mail soumuka@tottori-seibukoiki.jp